

## 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会退職金給付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会定款第19条第2項に規定する職員及び平成13年3月31日以前に任用された嘱託職員(以下「職員」という。)の退職後の生活の安定と福祉の増進に資するため、社会福祉法人全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)が設立する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入しその効果を図るものとする。

(適用範囲)

第2条 退職金は職員が退職したとき、その者に支給する。ただし懲戒解雇を受けた者には支給しない。

(退職手当金の額)

第3条 退職した職員に対する退職手当金の額は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款の定めるところによるものとする。ただし、平成2年4月1日現在在職中の職員の退職手当金の額の算定においては、第2項の定める給付率により算定した額または、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入した年数による約款の定める額に、職員として在職した期間に不足する年数を第2項の給付率により算定した額を加えたものの、いずれかを選択することができるものとする。

2 前項に定める給付率は次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年の在職期間については、1年につき100分の95
- (2) 11年以上20年の在職期間については、1年につき100分の100
- (3) 21年以上25年の在職期間については、1年につき100分の105
- (4) 26年以上の在職期間については、1年につき100分の110

3 退職手当金の算定にあつては、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款以外の率に依る場合は、在職期間に1年未満の端数があるときはその端数は算入しないものとする。

(勤続期間の計算)

第4条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引続いた在職期間によるものとする。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から、退職または死亡した日の属する月までの年月数によるものとする。この場合において無給休職期間を控除したものとする。

(補 則)

第5条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。  
(社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会退職金給付規程の廃止)
- 2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会退職金給付規程(昭和56年4月1日)  
は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。